

林地開発許可制度

森林における開発行為が森林の有する機能を阻害しないよう適正に行われるために森林法にて定められたもので、一定規模以上の森林の開発行為に対する許可制度です。

県は開発行為を行おうとする者から申請された林地開発行為について、審査基準に基づく審査を行い、以下の4つの要件のすべてを満たすものと認められたときは、許可しなければならないと森林法で定められています。

1. 土砂の流出または崩壊その他の災害を発生させるおそれがない
2. 水害を発生させるおそれがない
3. 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがない
4. 環境を著しく悪化させるおそれがない

事業者は、すでに許可を受けている林地開発行為の計画を変更するときは、県に届出（軽微な変更）または許可申請をしなければなりません。

県はその内容が審査基準を満たす場合にのみ、それを受理または許可します。

是正対応

<是正計画>

林地開発行為において、許可された範囲を超えた開発を行った場合や、開発区域内で災害が発生し防災上の懸念が生じた際などに、県は事業者に対しその問題を改善する計画（是正計画）を作成するよう指導します。

事業者が提出した是正計画がその問題を改善する計画であると確認できれば、県はそれを受理します。

<是正工事>

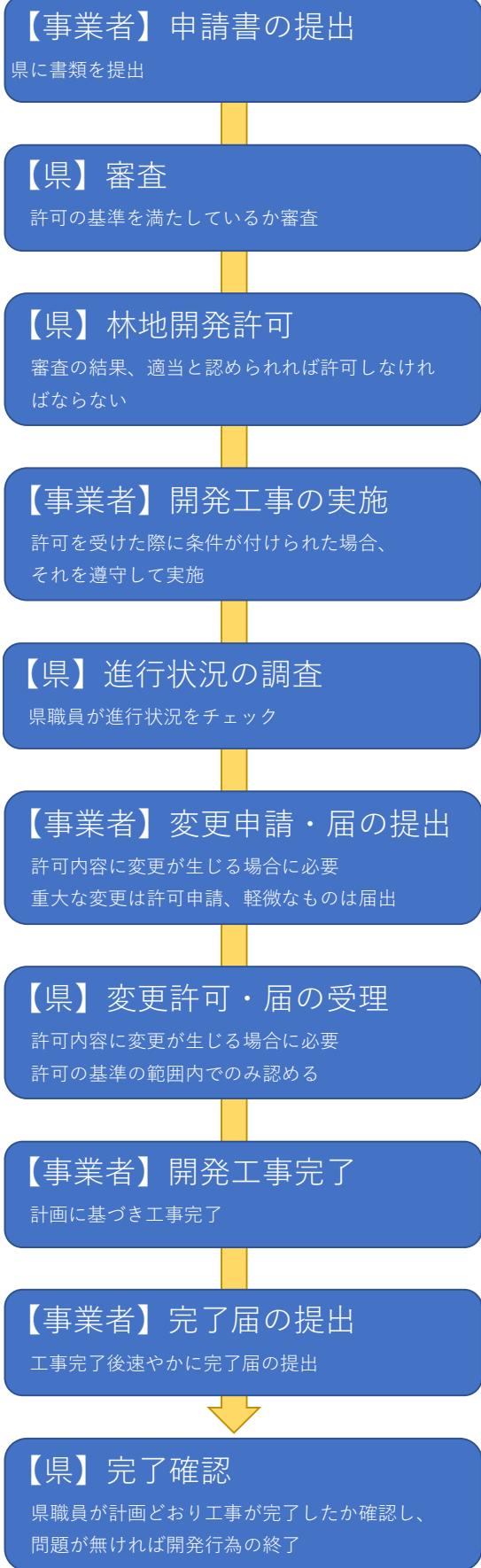
是正計画に基づき、事業者が行います。

是正計画に基づき工事が適正に進められていないと認められる場合は、県は計画どおりに工事がなされるよう、あるいは計画を見直すよう事業者に対し指導します。

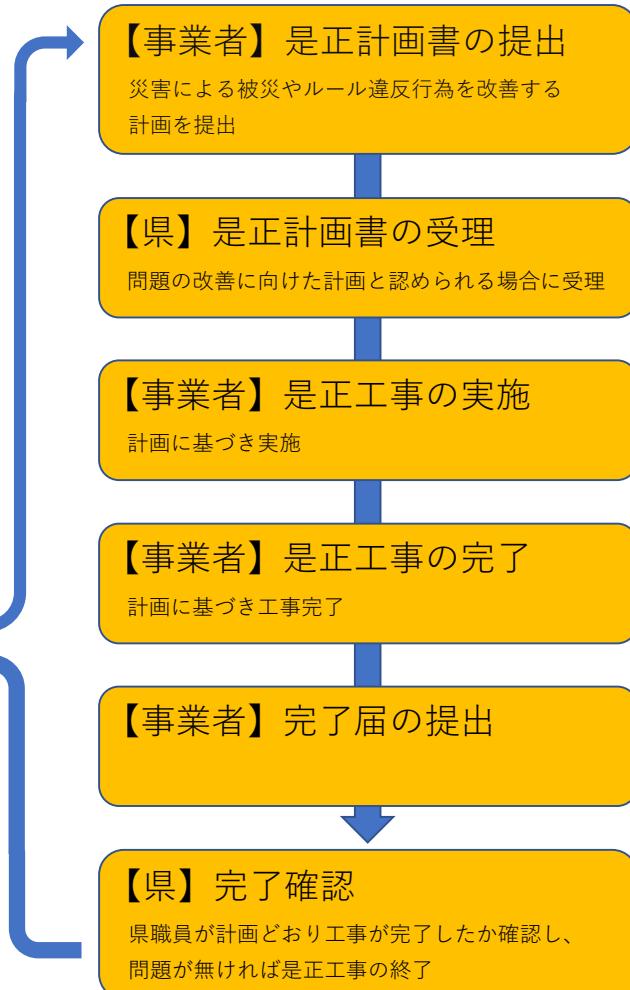
⇒余呉町中河内地先におけるスキー場造成のための林地開発行為においては、着手後に許可の範囲を超えた開発行為が行われていることが発覚しました。また、令和4年8月には豪雨により、事業区域外へ土砂が流出する災害が発生しました。

これらの事項が上の4つの要件を逸脱するおそれがあると判断し、事業者に対し是正計画を作成し、問題を改善するよう行政として指導をしています。

林地開発の流れ



開発工事中に、許可内容以外の開発行為や災害等が発生した場合の対応



是正工事は許可に基づいた開発工事ができる状態に戻すために、事業者の自主性に基づき行われる行為です。

